

色々な場面でみる、みんなの年金

金融調査部 研究員
佐川 あぐり

前回までは、年金制度の基本的な事項を確認しました。今回は、ある夫婦の人生を例に、どのようにして年金制度へ関わっていくのかを、これまでの基本的な事項を踏まえて紹介したいと思います。

■人生いろいろな場面で、年金制度にかかる手続きが必要

図表は、ある夫婦の人生において、年金制度とどのように関わっているのかのイメージです。もちろん、人生いろいろなので、あくまでも一例として、紹介したいと思います。

図表 ある夫婦の人生における年金制度のイメージ（例）

◎夫（S彦さん）

◎妻（T子さん）

年齢	人生のイベント	年金制度（分類）	年齢	人生のイベント	年金制度（分類）	
18歳	高校を卒業後、大学へ進学	未加入	16歳	高校を卒業後、P社へ入社①	未加入	
19歳	↑ (大学在学中) ① ↓		17歳			
20歳		② ③	国民年金 1号	S彦さんと結婚	厚生年金 2号	
21歳	2号					
22歳			大学を卒業後、O社へ入社②			
27歳						O社を退職し、翌日にP社へ転職③
28歳						
30歳	長男が誕生	国民年金 3号	28歳	長男出産、退職し専業主婦に②		
46歳			P社を退職、自営業者となる④		1号	44歳
65歳	老齢年金支給開始	55歳		Q社でパートタイム勤務④		1号
			63歳			
			65歳	老齢年金支給開始		

（出所）日本年金機構ウェブサイトを参考に大和総研作成

■ 20 歳になったとき

20 歳になると、原則として国民年金に加入します。加入者分類は国民年金第 1 号被保険者（以下、1 号。[第 1 回](#)参照。）となります。手続きは、住んでいる市区町村の役場などで行います。

<S 彦-①> 大学在学中に 20 歳になった S 彦は、国民年金へ加入

すべての国民が対象となるため、学生や無職の人であっても、国民年金に加入し保険料を納めることが義務です。ただし、学生で所得が少なく保険料を納めることが難しいときは、「学生納付特例制度」を申請し承認されれば、保険料の納付が猶予されます。

<T 子-①> 18 歳から働いている T 子は厚生年金に加入、20 歳になったときでも、新たに国民年金への加入手続きは不要

20 歳以前から働いていて、厚生年金や共済年金に加入している人は、20 歳になったときでも、国民年金への加入手続きは必要ありません。また、20 歳になる前に結婚して専業主婦となり、配偶者が厚生年金や共済年金の加入者である場合にも手続きは必要ありません。

■ 就職したとき

会社などへ就職すると、厚生年金に加入し、加入者分類は国民年金第 2 号被保険者（以下、2 号）となります。厚生年金への加入手続きは、会社が行います。

<S 彦-②> 大学卒業後に就職した S 彦は、国民年金→厚生年金へ切り替え

国民年金に加入していた人は、会社への就職を機に厚生年金へ加入することになるため、その会社で厚生年金への加入手続きを行います。

■ 退職したとき（別会社へ転職する場合）

会社を退職すると、厚生年金の加入者ではなくなるため、加入者分類は 2 号から 1 号となります。厚生年金から国民年金へと切り替える必要があり、みずから手続きを行います。その後、別の会社へ転職する場合には、再度、厚生年金への加入手続きが必要になります。

＜S彦－③＞ S彦はO社を退職し、退職日の翌日にP社へ転職

退職日の翌日に、別の会社へ転職する場合には、加入者分類は2号のままであり、厚生年金から国民年金へ切り替える必要はありません。転職先へ書類等を提出し、その後の手続きについては転職先の会社で行います。ただし、転職するまでに日数がある場合には、上述したように、一旦、厚生年金から国民年金へとみずから切り替え、その後、転職先で厚生年金への加入手続きを取ることになります。この手続きをしないと、年金の未納期間ができてしまいますので、退職した日付、新しい会社での入社の日付、などをしっかりと確認しておきましょう。

■退職したとき（別会社へ転職しない場合）

＜T子－②＞ S彦と結婚後、長男を出産したT子は、退職し専業主婦となる

退職後、専業主婦となる場合には、厚生年金から国民年金へとみずから切り替える必要があります。加入者分類は国民年金第3号被保険者（以下、3号）となります。

＜S彦－④＞＜T子－③＞ S彦が退職し、自営業者となる

退職後、自営業者となる場合には、厚生年金から国民年金へと切り替える必要があり、加入者分類は2号から1号となります。また、専業主婦など（3号）の配偶者がある場合には、夫とともに、3号から1号へと切り替える必要があります。いずれの場合も、みずから手続きを行わなくてはなりません。

■再就職したとき

＜T子－④＞ T子がパートタイム勤務で再就職

厚生年金の加入対象者は、会社（適用事業所）に常時使用される70歳未満の従業員となります。パートタイム勤務であっても、会社との間で常時使用関係にあって（臨時的事業や季節的業務に使用される人などを除く）、労働日数や労働時間などが一般正社員のおおむね4分の3以上である場合は、原則として加入対象者とみなされます。図表のケースは、厚生年金への加入対象ではない場合としており、国民年金に加入したままとなります。

■ 65 歳になると

65 歳になると、老齢年金の支給が開始されます。夫婦ともに、厚生年金へ加入した期間があり、老齢基礎年金の受給資格も満たしているため、老齢基礎年金と老齢厚生年金¹を受給できます。また、S 彦が 65 歳の時、T 子は 63 歳であり、加入期間などの支給要件を満たしていることから、老齢厚生年金における配偶者加給年金も上乘せされます（[第 4 回](#)の図表 2 を参照）。

■ その他

その他にも、一時的に所得を得られなくなり保険料の免除申請を行う場合や、免除（または猶予）を受けた保険料を追納する場合、障害を負ってしまった場合など、年金制度にかかる手続きが必要なケースは、少なくありません。今回の例はあくまでも参考であり、具体的な内容については、住んでいる市区町村の役場や、年金事務所などで確認を行うとよいでしょう。

以上

1) ここでは、簡単に説明するために、特別支給の老齢厚生年金については、考慮しないものとします。